契約変更理由書

神戸市

工　事　名	阪神沿北側線橋梁（出合橋）架設工事

契約変更後の工事概要

　　橋梁上部工　１橋　　橋台改築　１式

【設計変更の理由】

① 現場着工に先立ち、河川管理者（兵庫県）との協議の結果、当初計画していた護岸の構造見直しが必要との回答があり、今渇水期での施工は困難であるため、擁壁・護岸嵩上工は本工事では行わないこととした。そのため、擁壁・護岸嵩上工が減工となる。

② 今後、別工事の周辺道路整備の中で、交通管理者との協議により道路形状の変更可能性があり、当初計画している舗装勾配の見直しが生じることが想定されるため、周辺道路との取り合いを考慮し、舗装工が減工となる。

③ 鉄道管理者（阪神電気鉄道㈱）との事前協議及び現地精査の結果より、当初想定していた施工条件に変更が生じたため、桁架設工の施工時間、使用機械が変更となる。

その他、現地精査により増減が生じた。

（公表様式第６号）